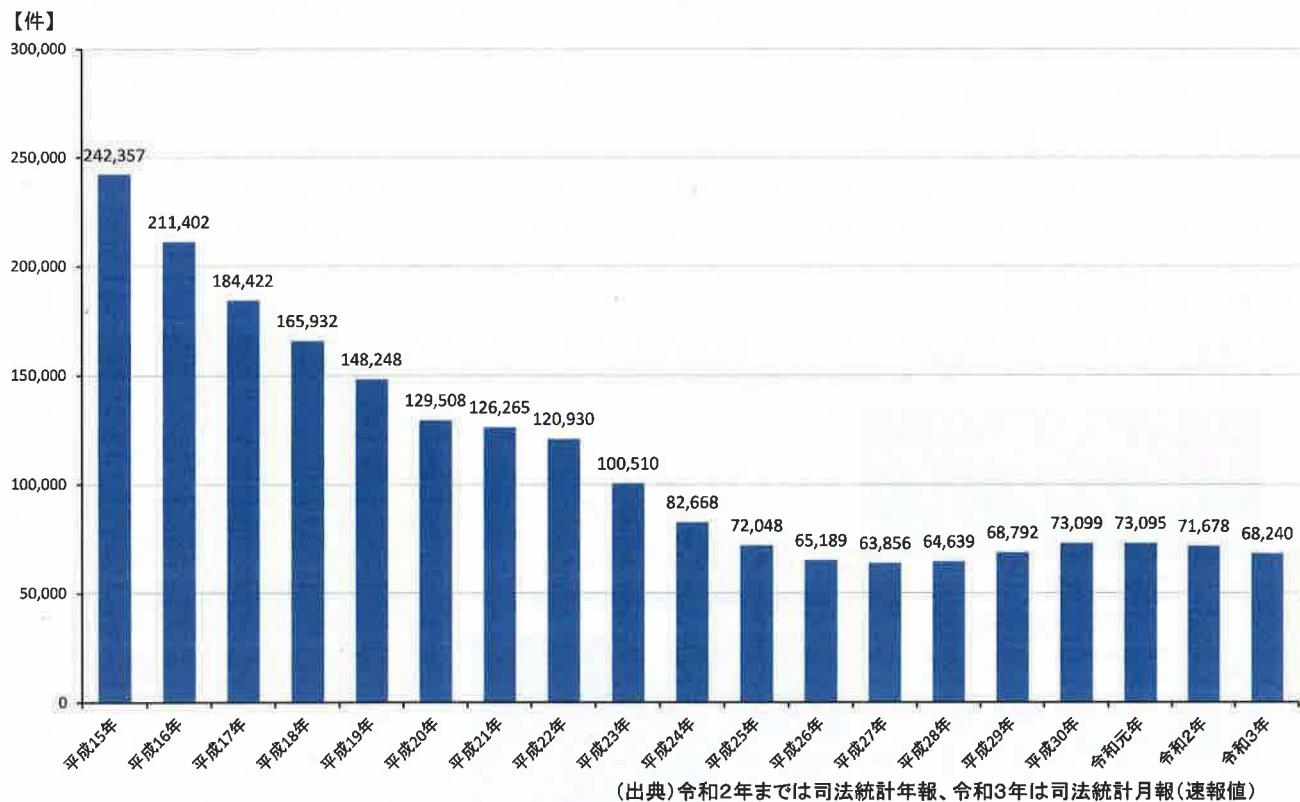


6. 自然人の自己破産事件の新受件数



20

II ヤミ金融への対応

21

7. 様々な形態の取引への対応

■新たな形態のヤミ金融に関する注意喚起の推進

- いわゆる「先払い買取現金化」に関するリーフレットを新たに作成し、広く一般への配布を通じた注意喚起を実施
 - 最近のヤミ金融の手口（SNS個人間融資、後払い現金化、先払い買取現金化）について、政府広報テレビ等の既存の媒体を活用し、積極的な周知広報を実施
 - 金融庁公式Twitter等のSNSを活用し、特に若年者を対象とした注意喚起を実施

■注意喚起の実施

-22

7. 様々な形態の取引への対応（SNS個人間融資）

■SNS個人間融資に関する悪質な書き込みへの直接返信の実施

- Twitterにおいて個人間融資の勧誘を行っている悪質な書き込みに対し、金融庁公式アカウントから直接返信することで、個別にも注意喚起(2019年11月～)。
 - 2021年8月より、Twitterに加え、Instagramにおいても直接返信を開始。
 - これまでに600件を超える数の直接返信を実施し、注意喚起対象アカウント情報は捜査当局へ提供するとともに運営会社へ報告。これらの取組みにより、その7割以上でアカウントが削除・凍結されるなどの効果がみられている。
 - 悪質な書き込みを継続しているアカウントに対しては、再度注意喚起を実施。

○直接返信の例

個人間融資の勧誘を行っている書込み

個人融資

本日まだまだ間に合います
お金にお困りの方即日対応させて頂きますので希望金額DM下さい
完全個人なので少人数ですが力になります。
相談だけでも結構です
今は手が空いてますので直ぐ対応出来ます
主婦、風俗、夜職、個人融資、ブラック、貸します、貸して下さい、個人間融資17

Original Photo
2013-11-14 14:59:20

金融庁公式アカウントからの直接返信

金融庁個人間融資対策 ●
金融庁 2013.11.14

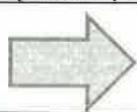
Dear [Redacted]
こちらは金融庁です。SNS等で勧誘し、お金の貸し借りを行なう「個人間融資」は、たとえ個人が行なう場合であっても、貸金業法の規定に抵触する場合がありますので、ご注意ください。

金融庁個人間融資対策 ●
金融庁 2013.11.14

貸す側も、借りる側も
#個人間融資に
要注意！

○直接返信の実施状況（2022年5月17日現在）

直接返信数：601件



- ・アカウントが削除又は凍結されたもの：439件（73.0%）
 - ・投稿が削除されたもの：54件（12.3%）

22

III 成年年齢引下げを踏まえた対応

24

8. 成年年齢引下げ後の若年者向け情報発信等(1)

2022年1月、「成年年齢引下げに関する関係閣僚会合」開催

■成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－
成年年齢引下げ後の若年者に対する消費者教育は、高等学校段階のみならず、小・中学校や社会人も含めた若年者への切れ目のない消費者教育へと進展させ、関係4省庁が連携し、若年者への消費者教育に取り組むほか、親世代を含めた若年者周辺の人への啓発等に取り組む。(2022年度以降、今後3年間の計画)

消費者庁

法務省

文部科学省

金融庁

4省庁が連携して成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けた取組を推進

I 実践的な取組の推進・環境整備

1. 学校等における消費者教育の推進

- (1) 高等学校等における消費者教育の推進
 - 学習指導要領の趣旨の周知・徹底
 - 実践的な消費者教育等の推進
 - 教員の養成・研修の推進 等
- (2) 大学等における消費者教育の推進
 - 消費生活センター等と連携、実務経験者の活用の促進
 - 学生に対する消費者被害防止に向けた指導
 - 金融経済教育講座の実施 等
- (3) 事業者等における若年者向け消費者教育の推進
 - 新人研修等を活用した消費者教育の促進 等

2. 若年者に対する広報・啓発 (注意喚起・情報発信等)

- 若年者の消費生活相談の状況等を踏まえた注意喚起
- 若年者が社会の一員として相互に情報共有する活動の推進
- 成人式、入学時ガイダンス等を活用した情報発信
- シンポジウム等を活用した啓発
- SNS等を活用した情報発信 等

3. 若年者を支える社会的な環境の整備

- 消費者ホットライン188の周知 広報
- 若年者が相談しやすい体制整備及び周知
- 親世代を含めた若年者周辺の人への啓発・情報発信 等

II コンテンツの充実・活用の促進

- 動画、教材等のSNS、ウェブサイト・ポータルサイト等を通じ活用促進 等

III 進捗状況のフォローアップと推進方針の見直し

- 各施策の進捗状況を毎年度フォローアップ
- 進捗状況や社会経済情勢を踏まえ、必要に応じ見直し 等

25

8. 成年年齢引下げ後の若年者向け情報発信等(2)

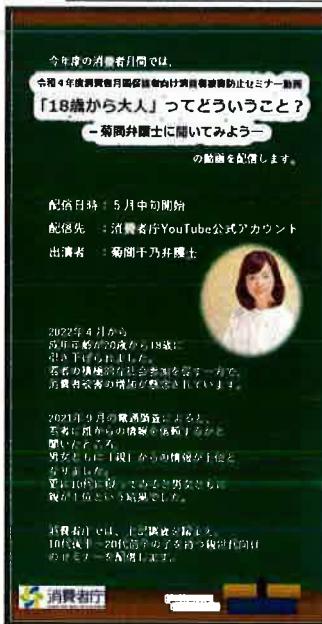
■消費者被害の防止に資する若年者や若年者の保護者向け情報発信

- ✓ 毎年5月の消費者月間において、成年年齢引下げに係るテーマを設定。また、消費者被害防止の観点から、若年者が情報源として信頼を寄せる若年者の保護者向けにセミナー動画を作成・配信。
- ✓ 若年者の消費者被害の未然防止を図る観点から、SNS上の広告を活用し、注意喚起情報を発信。

消費者月間シンポジウム開催案内



保護者向けセミナー動画



SNS上の広告を活用した
注意喚起情報



26

9. 成年年齢引下げを踏まえた金融機関への対応等 (貸金業者への対応)

成年年齢の引下げに関する関係閣僚会合（令和4年1月7日開催）において取りまとめられた「若年者の消費者被害等を防止するための主な施策」の抜粋

- 貸金業協会における自主ガイドライン（収入の状況を示す書類の確認等）の策定等を行う。（中略）過剰借入・与信防止の観点から当局の監督・検査により遵守状況をモニタリング。

- 自主規制機関である日本貸金業協会では、令和4年2月16日に自主ガイドラインを策定。貸金業者に対し、18歳、19歳の若年者への貸付は少額であっても収入の状況を示す書類の確認をすることなど、より丁寧な返済能力調査の実施を求めている。
- 自主ガイドラインの遵守状況は、当局の監督・検査によりモニタリングすることとされていることを踏まえ、同日、金融庁から貸金業者に対し、自主ガイドラインの遵守を要請。
- 令和4年4月以降、貸金業者による若年者への貸付状況（件数、残高等）を月次で把握。貸金業界における貸付動向等も踏まえつつ、引き続き、当局の監督・検査により、自主ガイドラインの遵守状況等をモニタリングしていく。

27

9. 成年年齢引下げを踏まえた金融機関への対応等 (関係団体(日本貸金業協会等)と連携した新成人への啓発活動)

金融庁ウェブサイトに成年年齢引下げに関する特設ページを開設
(過剰借入・ヤミ金融に関する注意喚起や金融リテラシーの向上に役立つ情報を掲載)



(2022年1月14日開設。金融庁ウェブサイトのトップページ(左の画像)から直接遷移可能。(※金融庁ウェブサイトより一部抜粋))

新成人向けクイズ動画の作成
(過剰借入・ヤミ金利用に関する注意喚起動画)



(2022年3月2日金融庁ウェブサイトにて公表。SNSに連日投稿。)

日本貸金業協会公式YouTubeチャンネルの開設
(若者が巻き込まれやすい金融トラブル事例の動画を掲載)



(2022年3月18日開設。金融庁が後援。YouTube広告も実施。)

28

9. 成年年齢引下げを踏まえた金融機関への対応等 (銀行カードローンアンケート調査結果(2022年4月1日時点))

2022年4月1日時点、20歳未満の者へのカードローン商品の提供状況

(単位：行)

	都市銀行等 (5) (注1)	その他の銀行 (25) (注2)	地銀 (63)	第2地銀 (37)
カードローン自体取扱なし	1	12	0	0
20歳未満の者に提供していない (注3)	4	13	63	37
今後20歳未満の者に提供予定 (注4)	0	0	0	0

(注1) 都市銀行等：三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行

(注2) その他の銀行：信託銀行、ネット銀行等

(注3) 新規に20歳未満の者に提供していない銀行(1行)を含む。

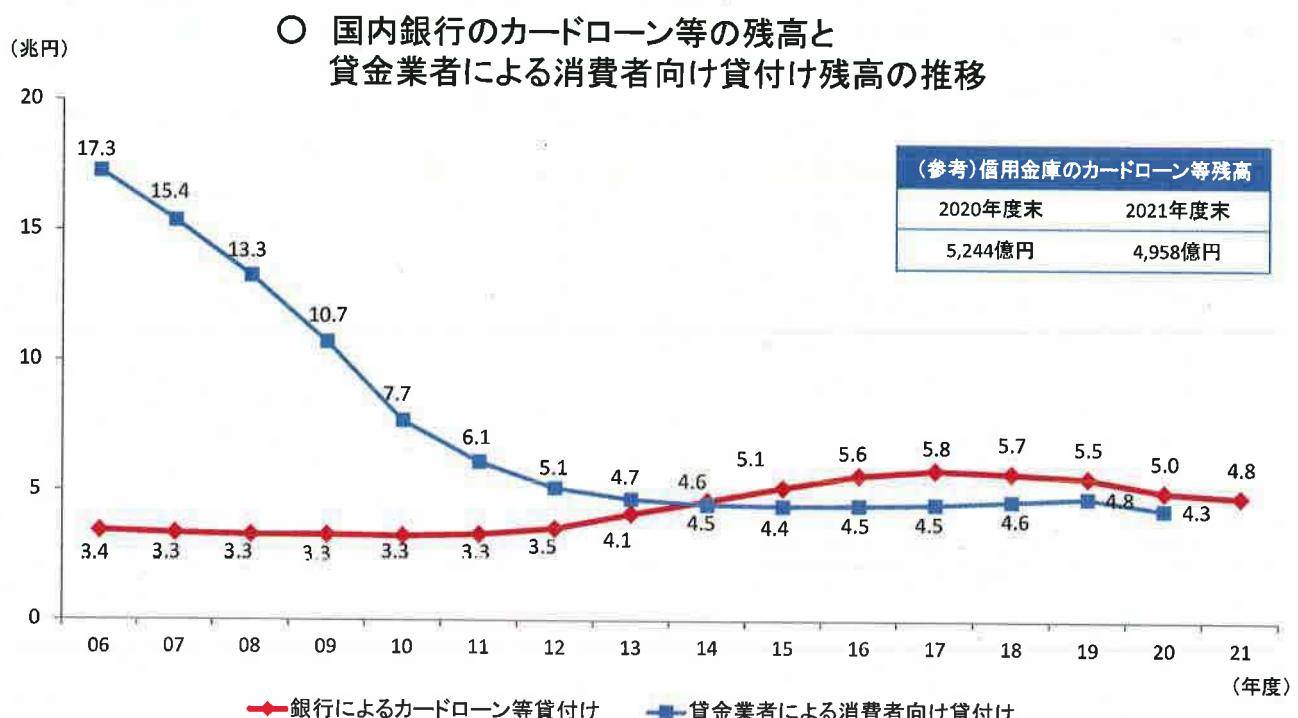
(注4) カードローンの商品性に鑑み学生向けの奨学ローンについては、アンケート集計対象に含めず

29

IV 銀行カードローン

30

10. 銀行カードローンについて



31

(参考)貸金業者等におけるカードローンにかかる求償権残高

(参考)貸金業者等におけるカードローンにかかる求償権残高							
2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末
1,561億円	1,904億円	2,398億円	2,906億円	3,275億円	3,394億円	3,197億円	3,123億円

(注1)カードローン保証業務を行っている貸金業者28先(連結子会社含む)の合計額

(注2)上記貸金業者等のカードローンに係る債務保証残高(2022年3月末)は、3.7兆円

(注3)一部、カードローン以外の求償権(証書貸付等)を含む

V ギャンブル等依存症対策

11. ギャンブル等依存症対策の動向(1) (ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更)

- 令和4年3月、平成31年4月に策定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に必要な変更を加えた新たな計画が閣議決定。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和4年変更【概要】

第一章 基本的考え方等

第二章 取り組むべき具体的施策

I 関係事業者の取組

I-1～3 公営競技における取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・インターネット投票におけるアクセス制限の強化
- ・競走場・場外発売所のATMの完全撤去
- ・相談体制の強化
- ・依存症対策の体制整備

I-4 ぱちんこにおける取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・自己申告・家族申告プログラムの運用改善、利用促進に向けた広報の強化
- ・ぱちんこ営業所のATM等の撤去等
- ・相談体制の強化及び機能拡充のための支援
- ・地域連携の強化

II 予防教育・普及啓発

- ・効果的な普及啓発の検討及び実施
- ・依存症の理解を深めるための普及啓発
- ・消費者向けの総合的な情報提供、青少年等への普及啓発
- ・学校教育における指導の充実、金融経済教育における啓発
- ・職場における普及啓発

III 依存症対策の基盤整備・様々な支援

- ・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援
- ・都道府県・ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進
- ・相談拠点等における相談の支援
- ・その他の関係相談機関における体制強化 等
- ・全都道府県・政令指定都市における専門医療機関等の早期整備を含む精神科医療の充実
- ・自助グループをはじめとする民間団体への支援
- ・就労支援等や生活困窮者支援などの社会復帰支援
- ・医師の養成をはじめとする人材の確保

IV 調査研究・実態調査

- ・精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握 等
- ・関係事業者による調査及び実態把握

V 多重債務問題への取組

- ・貸付自粛制度の適切な運用確保及び制度の周知
- ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

34

11. ギャンブル等依存症対策の動向(2) (ギャンブル等依存症問題啓発週間における取組)

- 金融庁においては、2022年5月、ギャンブル等依存症問題啓発週間において、金融庁ウェブサイトやSNSへの投稿及び広告により、ギャンブル等依存症問題に関する啓発活動を実施。

金融庁ウェブサイト

ギャンブル等依存症問題啓発週間について

毎年5月14日から5月20日は、ギャンブル等依存症問題啓発週間です。
金融庁窓口では、借金に関する相談を受け付けています。ギャンブル等による債務約款をおもがきましたら、まずはご相談ください。
また、ギャンブル等のための資金を新たに借り入れられないようにする「貸付自粛制度」があります。
詳しくは下記をご確認ください。

ギャンブル等依存症について

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等にめり込んでコントロールできなくなる精神疾患の一つです。これにより、日常生活や仕事などで支障が生じることがあります。
例えば、ギャンブル等を原因とする多量飲酒や喫煙といった習慣問題に加えて、うつ病を発症するなどの複雑問題や家庭内の不和などの家庭問題、虐待、自殺、犯罪などの社会問題を生むこともあります。
ギャンブル等依存症は、運営の公認と交換により回数が1分間に可能です。しかし、本人自身が「自分は弱気ではない」となどとして現状を正しく認識できない場合もあり、放任してくと症状が悪化するばかりか、資金の問題なども深刻になっていくことがあります。

・貸付自粛制度(債務超過の場合は借入を止める制度)について
・金融庁金融センター(依頼料金を支払う制度)について
・消費金融・銀行・ネットバンク等で借りた債務について

ギャンブル等依存症でお困りの方、ご家族の方へ

ギャンブル等依存症に関するご本人の方やご家族の方への注意事項や、対応に困った場合は相談窓口を紹介しています。

・【お問い合わせ】[金融庁金融センター](#)



また、各地域の多量債務相談窓口でも、ギャンブル等へのめり込みによる借金についても相談を受け付けております。専門相談窓口への相談も行っております。

・【お問い合わせ】[金融庁金融センター](#)

リンク

金融庁Twitter

【お知らせ】

5月14日から20日は、ギャンブル等依存症問題に関する关心と理解を深める「#ギャンブル等依存症啓発週間」です。ギャンブル等依存症の概要や相談窓口、業界団体の取組などをまとめた特設ページは[こちら](#)!
#ギャンブル #依存症 #多重債務

お金の悩み

無料窓口で
相談して
みませんか?

2022年5月14日～20日は

ギャンブル等依存症問題啓発週間

午前10時～2022年5月11日 Twitter Web App

Twitter広告

金融庁 @fsa_JAPAN

ギャンブルや借金に関して嘘をつくようになった、
ギャンブルによる借金を返すためにギャンブルをするようになってしまった...
それは【ギャンブル等依存症】のサインかもしれません。

相談窓口への相談は御家族だけでも可能です。

御家族が借金を肩代わりするよりも良い解決策があるかもしれません。

——ついお金を借りてしまう方へ——

ご存じですか?

貸付自粛制度



相互リツイート先

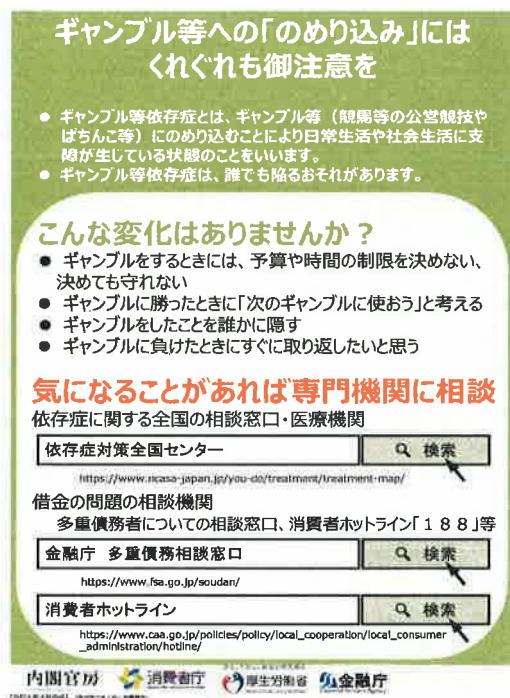
厚生労働省、消費者庁
財務局、全国銀行協会

35

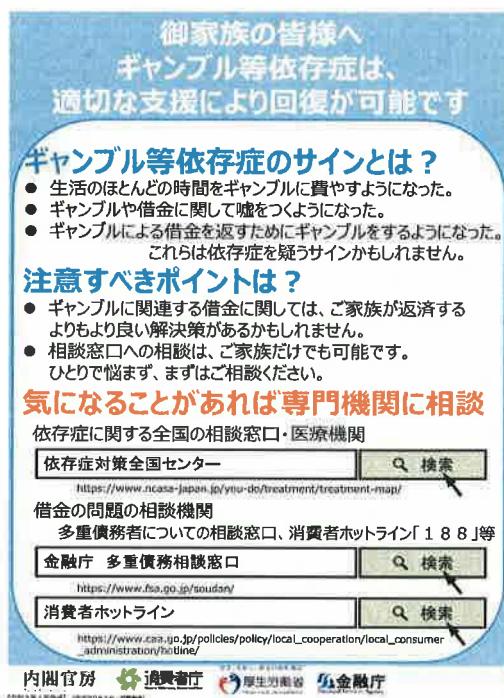
11. ギャンブル等依存症対策の動向(3) (ギャンブル等依存症問題啓発週間における取組)

- 令和4年5月、消費者庁ウェブサイトや消費者庁Twitterにおいて、ギャンブル等依存症への対策を知つていただくための啓発資料を配信。また、関係省庁等と連携して全国の自治体や大学附属病院等にも当該資料を送付し、ギャンブル等依存症の当事者へ啓発の取組を推進。

《御本人向け啓発用資料》



《御家族向け啓発用資料》

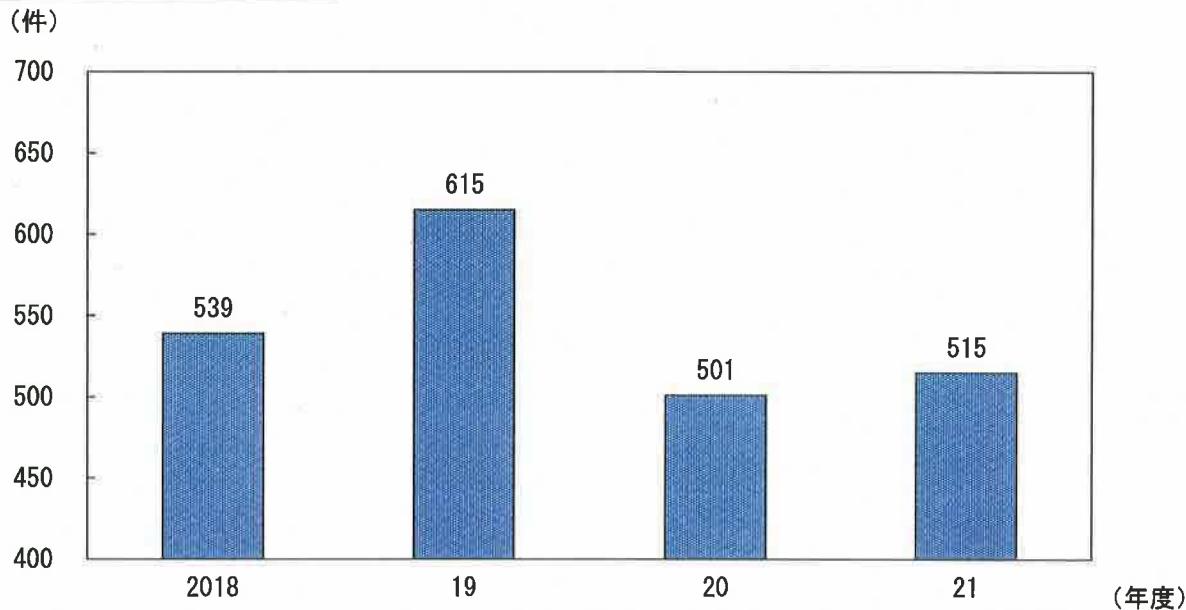


36

11. ギャンブル等依存症対策の動向(4) (参考)

- 「多重債務」かつ「ギャンブル」に関する相談件数について、2019年に600件を上回る水準となったものの、20年、21年は減少。

相談件数(受付年度別推移)



(注) PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク）を通じて全国の消費生活センター等から寄せられた「多重債務」かつ「ギャンブル」に関する相談件数（2022年4月17日登録分まで）。

37

